平成２４年（フ）第１２４号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番75―202号
破産者　株式会社ハウスプランニング
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３０号
名古屋市中村区名駅４丁目３番10号
破産者　株式会社ケイ・テイ・エス
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２号
名古屋市中村区名駅４丁目３番10号
破産者　株式会社エム・エイチ・アイ・ナゴヤ
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０２号
名古屋市中村区太閤４丁目１番18号　ふたばビル２階
破産者　株式会社スタンドアップ
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６４号
京都市右京区常盤村ノ内町１番地17
破産者　株式会社フラッシュ
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
京都市右京区太秦藤ケ森町33番地の２
破産者　株式会社ジャックインザボックス
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０４号
広島市佐伯区三宅６丁目204番地１
破産者　有限会社ケイ総合プランニング
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３号
広島県呉市広白岳４丁目６番52号
破産者　有限会社庄司総業
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４７０号
大分県別府市石垣東10丁目４番６号
破産者　有限会社荒金設備
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉13番地１　フォレストスクウェア1999Ｆ114
破産者　岩松　克彦
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉13番地１
破産者　株式会社ドルーペ・インターナショナル・ジャパン
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５０号
横浜市南区榎町１丁目24番地１
破産者　有限会社ケイアンドイー
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３号
岐阜市早田東町10丁目71番地
破産者　株式会社リズム楽器
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目11番48号
破産者　株式会社マルヨシ平口木材
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
愛知県稲沢市稲島町洲原東4639番地３
破産者　株式会社アジル
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３９２号
香川県綾歌郡綾川町滝宮517番地15
破産者　株式会社田井商店
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９０号
宮崎県都城市南鷹尾町８街区10号
破産者　株式会社サポート
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３８号
仙台市宮城野区東仙台７丁目３番６号、住民票上の住所仙台市泉区みずほ台９番地の２　ヴェルビュみずほ台308
破産者　相澤　敏典
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
仙台市太白区鈎取４丁目９番13号
破産者　松井　雄二
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２００号
茨城県ひたちなか市大字高場60番地８ヒルズ上高場205号
破産者　桐原　茂樹
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市下福元町9057番地グループホーム桜
破産者　東郷サチ子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係